

生産性特別措置法に係る三条市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、江戸時代の和釘作りに端を発した「ものづくりのまち」として栄え、プレス、切削、鍍金、金型等の我が国でも有数な広範で高度な金属加工を中心とした産業集積地であるとともに、各企業それぞれが特有の技術を持ちつつ、独自に企業活動を展開している中小企業の集積地である。金属加工製品の製造・出荷に欠かせない鉄鋼、木工、プラスチック等の関連製造業、卸売業と一体となった経済活動が展開されている。

また、当市は新潟県のほぼ中央に位置し、政令指定都市の新潟市（人口約 81 万人）と特例市の長岡市（人口約 28 万人）の間に位置していることと、上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条・燕インターチェンジのほか、国道 8 号、国道 289 号などの南北・東西方向の軸が配置された、広域的な交通の拠点としての整備が完了している。この地理的優位性や高速交通体系の結節点としての特性を生かした商業、サービス業の集積も進んでいる。

加えて、栄地区に花菖蒲の開花に合わせて蛍が華やかに舞う地域も残っているほか、福島県と県境を接する下田地区に豊かな自然を有している。特に奥早出栗守門県立自然公園及び周辺地域は、早出川や五十嵐川の源流域に当たり、地形が険しく原始的な自然環境が保存され、国の特別天然記念物に指定されているカモシカなど野生動物の生息地になっているなど、多様な動植物の生態系が形成されている。この豊かな自然を生かした観光業も展開されている。

こうした多様で活発な経済活動が行われている一方で、当市の管内有効求人倍率は国に平均を大きく上回る 2 倍（平成 30 年 3 月現在は 2.01 倍）を超える水準で推移している。地元シンクタンクが平成 30 年 1 月に発表した三条・燕地区商工業者景況アンケート報告書では、平成 29 年度の景況は前年に比べ「良い」が 6.8%ポイント上回り、「悪い」は 6.3 ポイント下回り景気が上向いている反面、従業員の充足状況については「不足している。」が 28.9%に上り、人手不足に直面していることが伺える。

今後も加速する労働者人口の減少、働き方改革等により人手不足が更に深刻化していく中において、魅力ある持続可能なまちを実現するため、本基本計画を策定し、市内企業の労働生産性を高める設備投資を強力に後押す。

(2) 目標

本計画期間内の先端設備等導入計画の認定目標数を 90 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、「1（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等」のとおり、金属加工を中心としたものづくり産業、交通インフラを活用した商業、サービス業、豊かな自然を活用した観光業等、多様な産業が展開されているため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、「1（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等」のとおり、金属加工を中心としたものづくり産業、交通インフラを活用した商業、サービス業、豊かな自然を活用した観光業等、市全域において展開されているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、「1（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等」のとおり、金属加工を中心としたものづくり産業、交通インフラを活用した商業、サービス業、豊かな自然を活用した観光業等、多様な産業が展開されているため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 既存人員の削減が目的と明らかに認められる先端設備等導入計画は、認定の対象としない。
- ② 三条市市税に滞納がある者の先端設備等導入計画は、認定の対象としない。
- ③ 次のいずれかに該当するときは、認定の対象としない。
 - ア 先端設備等導入計画を申請しようとする者（以下「申請者」という。）の役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下、この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 申請者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - エ 申請者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 申請者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。